

# 那須塩原市地域脱炭素化促進事業ガイドライン

令和8(2026)年1月  
那須塩原市カーボンニュートラル課

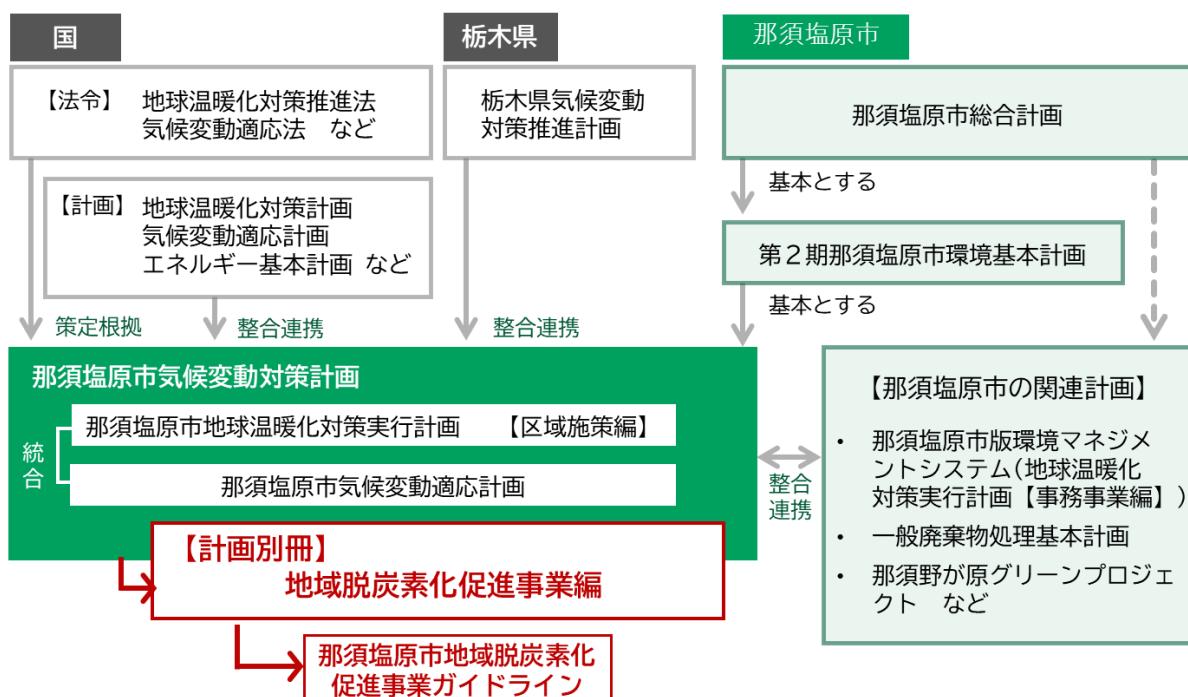
## 目次

|  |     |
|--|-----|
| <u>1 目的</u> .....                      | P2  |
| <u>2 那須塩原市における地域脱炭素化促進事業について</u> ..... | P3  |
| (1) 地域脱炭素化促進事業とは                       |     |
| (2) 那須塩原市が促進する地域脱炭素化促進事業               |     |
| <u>3 地域脱炭素化促進事業計画の認定について</u> .....     | P8  |
| (1) 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に係る手続き             |     |
| ① 認定申請                                 |     |
| ② 計画変更                                 |     |
| ③ 指導・助言                                |     |
| ④ 認定取消し                                |     |
| (2) 認定基準                               |     |
| (3) 認定取消しの要件                           |     |
| <u>4 問い合わせ先</u> .....                  | P19 |

## 1 目的

「那須塩原市地域脱炭素化促進事業ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)は、「[那須塩原市気候変動対策計画\(令和4\(2022\)年3月策定\)](#)」に従い設定した、「[地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項](#)」による、「地域脱炭素化促進事業」を進める際の手続きについて定めるものです。

本市にとって望ましい再エネ導入のあり方を提示し、積極的に周知することで、幅広い地域共生型の再エネ導入事業が展開されることを期待します。



なお、本ガイドラインは、「那須塩原市気候変動対策計画」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（令和6年4月環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室作成）」に即して作成・更新します。

## 2 那須塩原市における地域脱炭素化促進事業について

### (1) 地域脱炭素化促進事業とは

令和4(2022)年4月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正温対法」という)では、市町村が策定する地域の地球温暖化対策に係る計画において、区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることが盛り込まれました。

地域脱炭素化促進事業とは、地域の生活環境や自然環境に配慮し、地域の課題解決等に貢献する再生可能エネルギーを導入する仕組みです。

#### 地域脱炭素化促進事業の定義

[地球温暖化対策の推進に関する法律 第二条 抜粋]

「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的・社会的条件に適したものを利用による地域の脱炭素化(次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的・社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。)のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの(以下「地域脱炭素化促進施設」という。)の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

地域脱炭素化促進事業に関する制度は大きく2段階で構成されています。

#### ① 市による地方公共団体実行計画の策定

...「那須塩原市気候変動対策計画」を当該計画として位置付け、市として事業に求める「地域の環境の保全のための取組」「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等を具体的に設定

#### ② 市による地域脱炭素化促進事業計画の認定

...本ガイドラインにおいて手続等を規定

②の認定については、①の計画を踏まえ、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者が本ガイドラインに沿って手続きを行うことで本市が地域脱炭素化促進事業計画として認定することができます。認定された地域脱炭素化促進事業計画は、提出された書類をもとに関係許可等手続きを市町村が代わって行うワンストップ化の特例の対象となります。本市では、以下の手続きのみ適用が可能となります。

- 森林法(開発行為、立木の伐採や土地の形質変更等)
- 農地法(農地の転用、権利移動)
- 河川法(流水を利用する発電のための占用)
- 宅地造成及び特定盛土等規制法(宅地造成等、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(指定区域内の土地の形質の変更の届出)

なお、地域脱炭素化促進事業に関する制度は、規制ではなく、地域にとって望ましい再エネ事業を促進するものです。災害の防止や森林保全等の観点から、必要な区域については、別の関係法令によって開発が規制されます。一方、それ以外の区域でも、地域にとって環境保全や経済・社会の持続的発展の観点から配慮すべき事項があり、地域脱炭素化促進事業に関する制度は、このような規制はされないが地域にとってよりよい再エネ事業を促す仕組みです。

また、事業者にとっても、持続可能な再エネ事業を実施するためには、地域と共生することは重要です。そのため、地域脱炭素化促進事業に関する制度によって、事業者に対しても、促進区域の設定や地域の環境保全の取組の規定により、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされ、実施する事業の予見可能性を高めます。また、認定のための検討会、説明会の開催等により、地元関係者との円滑な合意形成が可能となり、トラブルの未然防止につながります。このようなメリットを提供することで、再エネ事業を地域と共生するものに誘導していくことを図るもので

これを通じ、まずは市が設定した促進区域内に再エネ事業を誘導し、さらに予め設定したエネルギー種別以外においても、事業者提案型で促進区域を新たに設定し、地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けることも可能とします。

## (2) 那須塩原市が促進する地域脱炭素化促進事業

本市では、2050 年度までの脱炭素社会の実現を達成するため、2030 年度に区域の二酸化炭素排出量を2013年度比で50%削減することを掲げています。

目標達成に向け、再エネ導入を進めるとともに、本市の豊かな自然環境の保全や地域の発展に資するなど、地域と共生する事業を促進します。

具体的に促進する地域脱炭素化促進事業に係る事項は次の「地域脱炭素化促進事業の促進に必要な事項(詳細)」のとおりです。

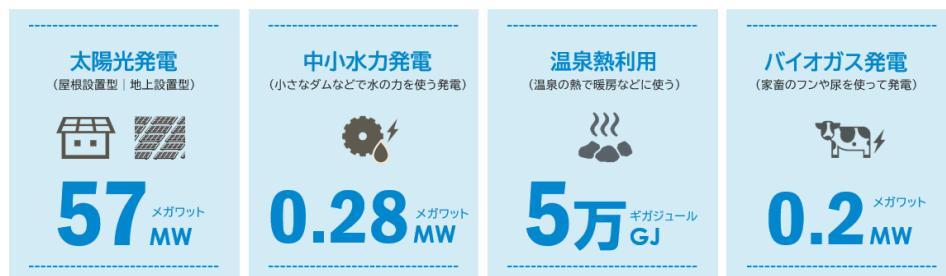
### 地域脱炭素化促進事業の促進に必要な事項(詳細)

#### ① 地域脱炭素化促進事業の目標、促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

地域脱炭素化促進事業の目標、種類及び規模は以下のとおりです。

- 太陽光発電:57MW
- 中小水力発電:0.28MW
- 温泉熱利用:50,000GJ
- バイオガス発電:0.2MW

風力発電や地熱発電など対象外の再生可能エネルギーであっても、事業者から提案を受けた事業予定地等については、必要に応じて個別に促進区域の設定を検討します。



(地域脱炭素化促進事業の目標、種類及び規模)

#### ② 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)

原則として市全体です。ただし、国や県、市が定めた除外すべき場所は除きます。  
国の基準=地球温暖化対策推進法施行規則第五条の二第一項で掲げられている  
「促進区域に含めない区域」

県の基準=栃木県気候変動対策推進計画別冊 地球温暖化対策の推進に関する  
法律に基づく促進区域の設定に関する県基準における「促進区域に  
含めることが適切でない区域」

市の定め=ゾーニングマップにおける「保全エリア」(太陽光発電のみ)

### 太陽光発電(地上設置型)

| 促進区域から除外すべき区域  | 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域  |
|--|---|
| 国立公園(特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域)   国指定、県指定自然環境保全地域(特別地区、普通地区)   鳥獣保護区(特別保護地区)   街道景観形成地区、景観形成重点地区   保安林   国有林、地域森林計画対象民有林   農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地   河川区域、河川保全区域   砂防指定地   地すべり防止区域   急傾斜地崩壊危険区域   土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域   国指定重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群・重要文化的景観の指定地等   県または市指定有形文化財・史跡・名勝・天然記念物の指定地等   生息地等保全協定区及び規則で定める希少野生動植物種が生息・育成するエリア   用途地域(住居系)   ボランティア活動フィールド   巨樹・巨木林   保護林   緑の回廊   主要な眺望点(道の駅や展望台等)   現況地目:山林 | 第2種、第3種農地   埋蔵文化財包蔵地   鳥獣保護区(特別保護地区以外)   日本遺産として認定されたストーリーの構成要素となる文化財等のうち、重要文化財、有形文化財、史跡に係る区域の境界から50メートル以内の区域   特定植物群落   植生自然度の高い地域   KBA(生物多様性重要地域)   自然景観資源等の視対象   山地災害危険地区   なだれ危険箇所   雪崩危険箇所   洪水浸水想定区域(河川・ため池)   用途地域(工業系・商業系)   住居、保全対象からの距離(~100m) |

### 太陽光発電(屋根設置型)／温泉熱利用

| 促進区域から除外すべき区域   | 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域   |
|---|--|
| 自然環境保全地域   国立・国定公園(特別保護地区、第1種特別地域)   国指定鳥獣保護区(特別保護地区) | 国立公園(第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域)   砂防指定地   地すべり防止区域   急傾斜地崩壊危険区域   保安林 |

### 中小水力発電

| 促進区域から除外すべき区域   | 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域   |
|---|--|
| 自然環境保全地域   国立・国定公園(特別保護地区、第1種特別地域)   国指定鳥獣保護区(特別保護地区) | 国立公園(第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域)   砂防指定地   地すべり防止区域   急傾斜地崩壊危険区域   保安林 |

## バイオマス発電(家畜ふん尿を利用したバイオガス)

| 促進区域から除外すべき区域   | 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域   |
|---|--|
| 国立公園(特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域)   国指定、県指定自然環境保全地域(特別地区、普通地区)   鳥獣保護区(特別保護地区)   街道景観形成地区、景観形成重点地区   保安林   農用地区域、甲種農地、第1種農地   河川区域、河川予定地   砂防指定地   地すべり防止区域   急傾斜地崩壊危険区域   土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域   重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地等   有形文化財・史跡・名勝・天然記念物の指定地 | 国有林、地域森林計画対象民有林(保安林以外)   鳥獣保護区(特別保護地区以外)   第2種、第3種農地   河川保全区域   埋蔵文化財包蔵地 |

### ③ 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

地域の脱炭素化のための取組は、エネルギーを「地元で作って、地元で使う」とします。

例)

- ・作った電気や熱は、できるだけ自家消費、市内で使うようにする。
- ・無駄なく使用するため、蓄電池や蓄熱設備を備える。

### ④ 地域の環境の保全のための取組

地域の環境の保全のための取組は、再生可能エネルギー設備の導入にあたり、本市の自然環境や住みやすさを損なわぬよう十分に配慮することとします。

地域脱炭素化促進施設の規模、配置等に応じて、関連法令や市の条例・ガイドライン等を守り、景観、騒音、反射光、水質、臭い等の生活環境、希少な動植物の生息・生育環境等への影響について十分に配慮してください。

市が公表している再生可能エネルギーゾーニング解説書(導入に適切な場所を示す地図を詳しく解説したもの)について、環境に配慮るべきことを確認し、必要な取り組みを行うようにしてください。

参考として各種法例、ガイドライン等を掲載します。

※ 「那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例」では地域脱炭素化促進事業に認定された事業については対象外としていますが、規定の設置許可基準は順守してください。

| 再生可能エネルギー種               | 参考となるガイドライン等   |
|--------------------------|--|
| 太陽光発電<br>(地上設置型、屋根設置型)   | <p><a href="#">「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年3月環境省)</a></p> <p><a href="#">「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省)</a></p> <p><a href="#">「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(令和5年10月資源エネルギー庁)</a></p> <p><a href="#">「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」(令和4年5月栃木県)</a></p> <p><a href="#">「那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例」(令和4年4月那須塩原市)</a></p> <p><a href="#">「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」(令和2年12月那須塩原市)</a></p> <p><a href="#">「那須塩原市再生可能エネルギーゾーニングマップ」(令和6年3月那須塩原市)</a></p> |
| 中小水力発電                   | <p><a href="#">「事業計画策定ガイドライン(中小水力発電)」(平成29年1月資源エネルギー庁)</a></p> <p><a href="#">「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省)</a></p> <p><a href="#">「小水力発電設置のための手引き」(令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局)</a></p> <p><a href="#">「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」(令和2年12月那須塩原市)</a></p>  |
| バイオマス(家畜ふん尿を利用したバイオガス)発電 | <p><a href="#">「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省)</a></p> <p><a href="#">「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」(令和5年10月資源エネルギー庁)</a></p> <p><a href="#">「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」(令和2年12月那須塩原市)</a></p>   |

|       |  |
|-------|--|
| 温泉熱利用 | <a href="#">「温泉熱有効活用に関するガイドライン」(平成31年3月環境省自然環境局)</a> |
|-------|--|

## ⑤ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

再生可能エネルギー設備の設置を、地域の発展や生活の質の向上につなげる  
ようにすることとし、以下のいずれかに該当する取組を行ってください。

- ・地域のまちづくり、交通、防災、観光、農業等に役立つこと。

例)電気自動車の充電スタンドを整備して市民も使用できるよう提供する。

- ・市の気候変動対策計画に沿った、脱炭素や災害への備えにも貢献すること。

例)災害時に非常用電源として市民に使用できるよう提供する。

- ・地元の企業や人が関わって、新しい仕事や雇用を生み出すこと。

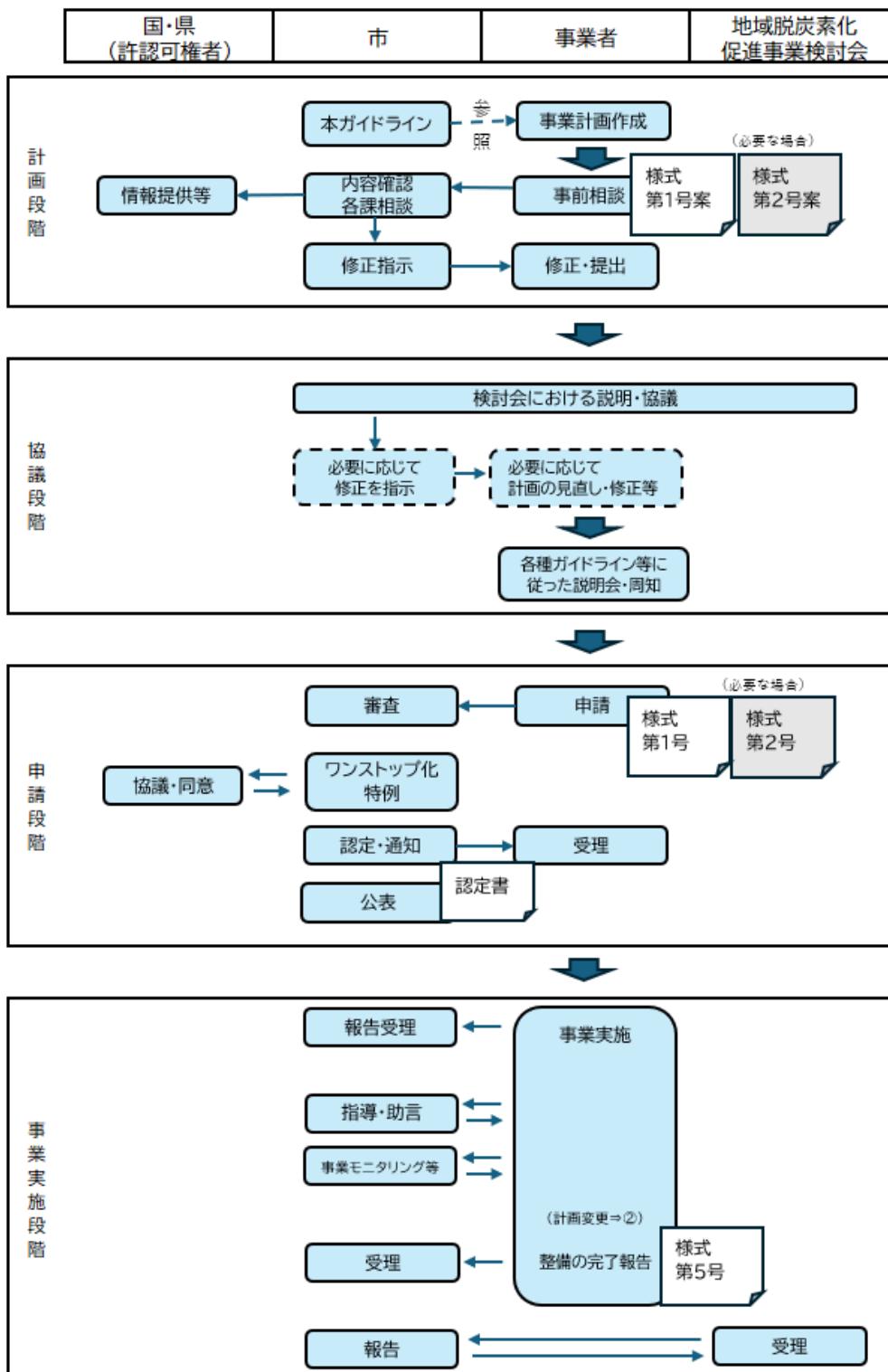
例)市内企業を使用して設備を整備する。

### 3 地域脱炭素化促進事業計画の認定について

#### (1) 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に係る手続き

##### ① 認定申請

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受ける場合の手続きについては、次のとおりです。



### [計画段階]

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けようとする事業者は、規定の様式に沿った事業計画を本市に提出し、事前相談をする必要があります。(参照:様式第1号、様式第2号(※必要な場合のみ))

本市は事前相談により内容を把握するとともに、関係する所管課等への確認や周知等を行い、その際、改正温対法に基づくワンストップ化特例に該当する事項がある場合は、特例措置に関する許認可権者に事前に情報提供等する可能性があります。

それらを踏まえ、必要に応じて市が事業計画の見直しや修正等を指示します。なお、指示に従わない場合は協議段階に進めません。

計画段階は、概ね1ヶ月程度かかると見込んでください。また、ワンストップ化特例を希望する場合、さらに時間がかかる場合があります。

### [協議段階]

事前相談の後、当該事業計画について協議を行う必要があります。まず、学識経験者、市民や事業者等の代表等によって構成される那須塩原市地域脱炭素化促進事業検討会において協議します。事業者はこの協議の場に出席して事業内容について説明します。

必要に応じて、当該事業計画に係る地域の環境の保全のための取組に関する学識経験者や関係する行政機関職員等に出席を求めます。那須塩原市地域脱炭素化促進事業検討会での協議において、事業計画の見直しや修正等に関する意見があった場合、計画の修正をお願いすることがあります。

その後、地域説明会を開催します。地域説明会の開催に当たっては、説明会での意見とその対応や見解についてまとめた報告書を市に提出します。

### [申請段階]

協議段階の後、規定の様式の提出により事業計画に係る認定を申請します。(様式第1号) 認定申請書類が受理され、審査を経て認定されると、通知されるとともにその旨が公表されます(認定基準は、後述(2)参照)。添付書類、事業計画への記載事項及び公表の項目は次のとおりです。

#### 様式第1号の添付書類一覧

|   | 添付書類                         | 備考  |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 法人定款又はこれに代わる書面               | 申請者が法人でない団体である場合は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 |
| 2 | 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 | 左記書類がない場合は、最近一年間の事業内容の                          |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    |  | 概要を記載した書類   |
| 3  | 地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面  | 位置図、航空写真や現況写真等  |
| 4  | 地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面  | 土地の造成が必要となる場合、構造図等に加え、造成計画図、断面図及び排水計画平面図  |
| 5  | 地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められるための書類（農地法の特例（農地転用）の手続を受けようとする場合を除く。） | 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）権利者と申請者が異なる場合は、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等の書類に加え、契約当事者双方の印鑑証明書 |
| 6  | 地域脱炭素化促進施設においてバイオマスを利用する場合は、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類                               | 事業者とバイオマスの調達先との協定書等   |
| 7  | 一般送配電事業者及び特定送配電事業者が維持、運用する電線路と電気的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し                        | 一般送配電事業者、特定送配電事業者ごと、また契約する電圧の違いによって同意を得ていることを証明する書類が異なることに留意。                         |
| 8  | 地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他当該事業の実施体制を示す書類   | 平常時に加え、緊急時の連絡体制についても明示。 <a href="#">参考様式参照</a> 。                                      |
| 9  | 地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。）に係る手続の実施状況を示す書類   |   |
| 10 | 地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書  |   |
| 11 | 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令別表に掲げる行為を記載する場合にあっては、当該行為の区分に応じ求められる書類   | 様式第2号参照   |
| 12 | 説明会等実施報告書（事前協議段階では不要）  | 説明会実施日、出席者人   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | 数、出席者からの意見を記載のほか、説明会の周知の対象者の一覧表、説明会資料、会議録を添付すること。 <a href="#">参考様式</a> 参照。 |
|--|--|--|

#### 記載が必要な事項の一覧と公表の有無

|    | 記載事項  | 公表 |
|----|---|----|
| 1  | 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名                       | ○  |
| 2  | 地域脱炭素化促進事業の目標   | ○  |
| 3  | 地域脱炭素化促進事業の実施期間   | ○  |
| 4  | 地域脱炭素化促進事業の種類、規模、その他整備の内容                               | ○  |
| 5  | 促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組                             | ○  |
| 6  | 施設整備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積                               | ○  |
| 7  | 事業資金の金額及びその調達先  |    |
| 8  | 地域の環境の保全のための取組  | ○  |
| 9  | 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組                                   | ○  |
| 10 | その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項(使用期間、撤去及び原状回復に関する事項) |    |
| 11 | 特例措置に関する事項(必要な場合)                                       |    |

申請段階についても内部手続きに一定の期間を必要とします。また、ワンストップ化特例を希望する場合、さらに時間がかかる場合があります。

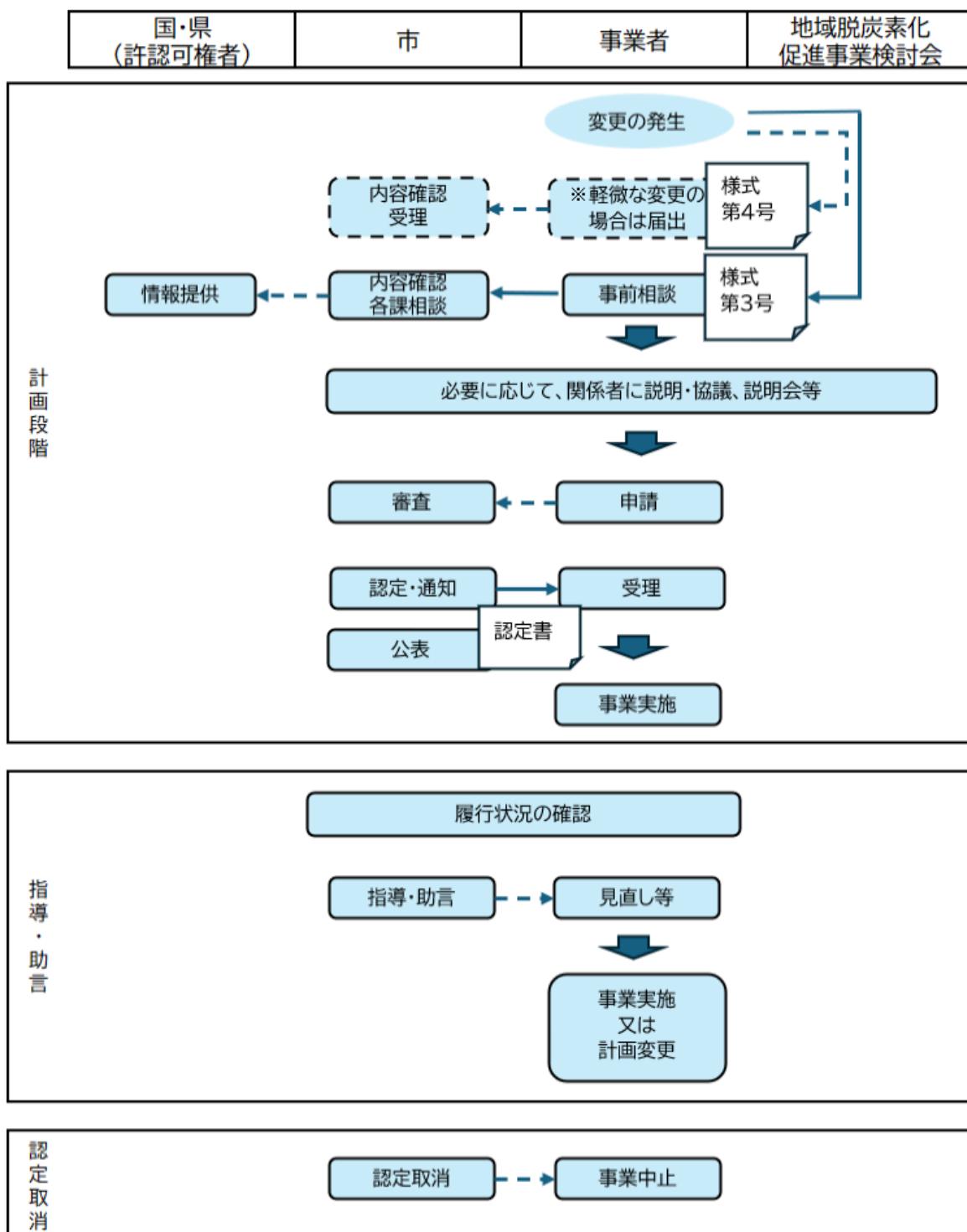
#### [事業実施段階]

認定の通知を受け、事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を実施します。本市は、事業計画の認定後に計画の履行状況をモニタリングし、事業計画に記載された内容が円滑かつ的確に実施されていることを確認するため、認定事業者に対して報告を求めることができます。

なお、施設の整備が完了した段階及び運用中に報告を求ることとし、その他疑義が生じた時点で適宜報告を求めます。

## ② 計画変更

計画に変更がある場合の手続きについては、次のとおりです。



認定後に事業計画を変更する必要が生じた際は、速やかに事前相談をし、必要に応じて那須塩原市地域脱炭素化促進事業検討会において協議し、規定の様式により変更に係る認定申請書を提出する必要があります。(参照:[様式第3号](#))

変更後の事業計画が認定基準に適合する場合は、再度認定され、通知及び公表します。

また、③指導・助言を受けて事業計画を変更する必要が生じた際も同様の手続きをとります。

なお、軽微な変更をする場合は速やかにその旨を届出することとします。軽微な変更とは次の「軽微な変更に当たらない内容」以外の変更を指します。

| 軽微な変更に当たらない内容 |  |
|---------------|--|
| 1             | 認定地域脱炭素化促進事業者の変更   |
| 2             | 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造又は出力の変更 |
| 3             | 1及び2の他、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更              |
| 4             | 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更        |
| 5             | 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更           |
| 6             | 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更                     |
| 7             | 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次の取組に関する事項の内容の変更                        |
| 7-1           | 地域の環境の保全のための取組   |
| 7-2           | 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組                                      |
| 8             | その他、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更                             |

### ③ 指導・助言

本市は、認定した地域脱炭素化促進事業の事業者に対し、当該事業計画が円滑かつ確実に実行されると見込まれなくなった場合や、那須塩原市気候変動対策計画や関係法令に適合しなくなった場合に、必要に応じて指導及び助言を行います。

指導・助言に基づいて事業計画の変更が必要となった場合は、②計画変更の手続きをとります。

#### ④ 認定取消し

認定地域脱炭素化促進事業が認定取消しの要件に該当すると認められる場合、本市は当該事業計画の認定を取り消すことがあります。事業計画に記載された地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組が充分に実施されていないと認められる場合や、事業計画に故意または重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、認定の根拠が失われたと認められる場合に取消を行います。

具体的には、(3)に記載します。

なお、ワンストップ化特例の適用により許可や届出をしたとみなした行為も取り消されます。

### (2) 認定基準

本市は、事業者から認定申請のあった地域脱炭素化促進事業計画が、以下に掲げる要件に該当すると認めた場合、その認定をします。

① 地域脱炭素化促進事業の内容が、那須塩原市気候変動対策計画に適合するものであること。

|   | 適合が必要な要件                 |  | 確認方法                  |
|---|--------------------------|--|-----------------------|
| 1 | 地域脱炭素化促進施設の種類            | <p>以下の再生可能エネルギーの種類を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 太陽光発電(地上設置型、屋根設置型)</li><li>● 中小水力発電</li><li>● 温泉熱利用</li><li>● バイオマス(家畜ふん尿を利用するバイオガス)発電</li></ul> | <a href="#">様式第1号</a> |
| 2 | 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域) | 市全域とする。ただし、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに以下の範囲を除く( <a href="#">詳細はp5～7参照</a> )。  | <a href="#">様式第1号</a> |
| 3 | 地域の脱炭素化のための取組            | <p>以下を検討し、市内での「エネルギーの地産地消」に寄与する取組とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 地域資源を活用して発電した電気や熱を自家消費、もしくは市内での消費に努</li></ul>  | <a href="#">様式第1号</a> |

|   |                       |   |                       |
|---|-----------------------|---|-----------------------|
|   |                       | <p>めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池や蓄熱設備等の導入により有効活用に努めること。</li> </ul>   |                       |
| 4 | 地域の環境の保全のための取組        | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域脱炭素化促進施設の規模、配置等に応じて、関連法令や市の条例・ガイドライン等(詳細は<a href="#">参考資料</a>を参照)を遵守し、景観、騒音、反射光、水質、臭い等の生活環境、希少な動植物の生息・生育環境等への影響について十分に配慮すること。</li> <li>市で公表している<a href="#">再生可能エネルギー・ソーニング解説書</a>内における環境配慮事項を確認し、必要と考えられる取組を実施すること。</li> </ul> | <a href="#">様式第1号</a> |
| 5 | 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 | <p>以下のいずれかに該当する取組とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域のまちづくり、交通、防災、観光、農業等に関する課題解決に資すること。</li> <li>地域企業の参画や、地域人材の育成・雇用創出等による地域活性化に資すること。</li> <li>那須塩原市気候変動対策計画で定める“脱炭素社会実現を目指す緩和策”や“気候変動による影響への適応策”に資すること。</li> </ul>                                      | <a href="#">様式第1号</a> |

② 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

|   | 適合が必要な要件  | 確認方法                              |
|---|---|-----------------------------------|
| 1 | 地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利(所有権等)を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。               | 様式第1号 添付資料(認められるための書類)            |
| 2 | 再エネ発電施設をいわゆる電気系統に連携する場合(一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合)は、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。 | 様式第1号 添付資料(証明する書類)                |
| 3 | 地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するためには必要な関係法令(条例を含む。)の規定を遵守するものであること。                             | 様式第1号 添付資料( <a href="#">誓約書</a> ) |

③ その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

|   | 適合が必要な項目   | 確認方法                  |
|---|--|-----------------------|
| 1 | 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施すること。   | 様式第1号 添付資料(規模及び構造図)   |
| 2 | 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること。ただし、出力が20kW未満のもの又は屋根に設置されるものにあっては、この限りでない。 | 様式第1号 添付資料(規模及び構造図)   |
| 3 | 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。  | <a href="#">様式第1号</a> |
| 4 | 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施すること。   | <a href="#">様式第1号</a> |
| 5 | 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守すること。   | <a href="#">様式第1号</a> |
| 6 | 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。   | <a href="#">様式第1号</a> |

※詳細は「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(令和6(2024)年4月資源エネルギー庁作成)を参照すること

### (3) 認定取消しの要件

本市は、地域脱炭素化促進事業が以下の項目のいずれかに該当すると認める場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定を取り消すことができます。

|   | 認定取消しの要件                                     |
|---|--|
| 1 | 認定地域脱炭素化促進事業者が、地域脱炭素化促進事業計画に従って事業を行っていないとき。  |
| 2 | 地域脱炭素化促進事業計画の内容が那須塩原市気候変動対策計画に適合しないものとなったとき。 |

|   |  |
|---|--|
| 3 | 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき。 |
| 4 | その他の認定基準に適合しないものとなったとき。                        |

#### 4 問い合わせ先

地域脱炭素化促進事業に係る質問や相談等については、那須塩原市カーボンニュートラル課へお問い合わせください。

TEL:0287-73-5651